



厚生労働省

沖縄労働局  
Okinawa Labour Bureau

平成 26 年 5 月 27 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井智毅

労働衛生専門官 梅澤 栄

電話:098 (868) 4402

## 適切な石綿含有建築物の解体工事方法の講演会の開催について

～無料による中小事業主向け事業です～

石綿含有建材が使用された建築物の解体工事は、今後も増加を続け、そのピークは平成 40 年頃とすることが見込まれており、解体作業等に従事する労働者や近隣住民の石綿ばく露を防止することは、極めて重要な課題となっています。そのため、厚生労働省においては、平成 17 年に石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）を制定し、その後も同規則を改正し、労働者の石綿ばく露防止対策の充実を図っているところですが、石綿が漏洩する事案が散見されている状況にあることから、平成 26 年 3 月に石綿則を改正（平成 26 年 6 月 1 日施行）し、又同日「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を見直し、新たに「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（以下「技術上の指針」という。）を公表したところです。

今般、これら石綿則や技術上の指針等を広く周知、御理解いただくため、無料の講習会事業（受託業者：日本水処理工業株式会社）が開催されます。県内の開催では、下記のとおりですので、御案内いたします。（詳しくはパンフレットをご覧ください。）

記

1. 日時 平成 26 年 7 月 7 日(月) 13:00 ～ 16:00
2. 場所 沖縄県青年会館
3. 定員 200 名
4. お申し込み方法 専用サイト(<http://asbestos.jp/h26/>)からお申し込みください。